

## 宝塚サマーフェスタ舞台参加規約

### 【規約の趣旨及び決定方法】

- ・宝塚サマーフェスタ（以下、「フェスタ」という。）は「市民相互の交流を深め、生き生きと活力のあるまちづくりを目指し、誰もが主役になり、市民には夢を、来訪者にはあこがれを抱かせ宝塚の魅力を高めること」を目的とした事業である。
- ・この目的を達成するため、宝塚フェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、フェスタ舞台参加の規約を以下のとおり定める。
- ・本規約の決定及び変更には、実行委員会総会の承認を要する。

### 【参加基準】

（１）次に掲げる事項に該当するもの。

- ① メンバーの過半数が宝塚市内在住（在職）者で、主に宝塚市内を拠点として活動している10名以上の団体であること。また、フェスタ当日にも10名以上が出演できること。
- ② 宝塚の伝統文化を伝える祭り・舞踊等を主とした内容であり、実行委員会が別途依頼する場合を除き音楽演奏のみやプロでないこと。

（２）その他、フェスタの目的・趣旨を理解し、賛同するもので、実行委員会役員会が認めたもの。

### 【負担金】

- ・参加団体は、**実行委員会が別途定めた参加費**を負担すること。なお、荒天により中止の場合や実行委員会の都合によりフェスタが中止になった場合を除き、徴収した参加費の払い戻しは行わない。

### 【参加団体の決定】

- ・参加を希望する場合は、実行委員会指定の申込書に必要事項等を記入し、必要書類と共に受付締切り期日迄に提出すること。
- ・実行委員会役員会において申込書の内容等を審査の上、参加団体を決定するものとする。
- ・参加決定後、やむを得ず出場できない事情が発生した場合は、すみやかに実行委員会へ報告しなければならない。
- ・参加決定後、実行委員会からの照会及び通知等について返答（意思表示）がない場合は、参加資格を放棄したものとみなす。

### 【遵守事項等】

- ・舞台参加者同士が互いに声を掛け合い、この規約及び別に定める注意事項を遵守し、フェスタの円滑な開催に協力しなければならない。規約等に違反する行為があった場合は出場許可の取り消しや出場中止を命じる場合がある。
- ・参加団体は、フェスタ舞台参加者説明会に代表者1名を必ず出席させなければならない。
- ・参加団体は、ボランティア委員会に必ず代表者1名が出席しなければならない。
- ・参加団体は年度ごとに実行委員会が指定する員数のボランティアスタッフを事前準備・

当日運営・後片付け等に必ず参加させなければならない。

- ・参加団体から参加するボランティアスタッフについては、やむを得ない事情がある場合は参加団体以外からの代理参加も認める。
- ・ボランティアスタッフの氏名は予め実行委員会に届出なければならない。
- ・参加申込者（参加責任者）はフェスタ当日、参加団体と共に必ず行動すること。
- ・車両乗り入れ時間については如何なる理由であっても、指定時間を厳守すること。関係車両以外の特例は認めない。
- ・会場内での盗難、紛失、商品についてのトラブル、また車両乗り入れの際の管理等については自己責任において処理し、実行委員会はその責を負わない。
- ・フェスタ開催中は実行委員会及び警備スタッフの指示に従い、迷惑行為を行うことを禁止する。来場者とのトラブルがあった場合や迷惑行為を発見した場合は、すみやかに実行委員会に報告すること。
- ・フェスタ当日の控室の位置、使用時間は実行委員会で決定し、出演者は異議申し立てなどを行うことはできない。
- ・個人及びグループ固有の主義・主張（政治、宗教等）を訴えたり、特定の個人・団体を非難するなどの行為はしないこと。
- ・未成年が出演する場合は参加団体が責任をもって保護者の同意を得ておくこと。

#### 【保険加入】

- ・実行委員会において、総合損害賠償保険及び傷害保険に加入するにあたり、参加団体はフェスタ当日の参加者名簿を事前に実行委員会事務局へ提出しなければならない。また、参加者が変更になった場合はその都度、事務局に報告することとする。万が一、名簿に記載のない者が事故等にあった場合、実行委員会はその責めを負わない。

#### 【補 則】

- ・この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。